

社会福祉法人調布市社会福祉協議会 介護員養成研修事業  
介護職員初任者研修課程（通学）学則

**（事業者の名称・所在地）**

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下当協議会という。）

調布市小島町2丁目47番地1

**（目的）**

第2条 本研修は多様化する福祉のニーズに適切に対応した介護サービスを提供するため、必要な知識技能を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

**（実施形式）**

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

**（研修事業の名称）**

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

調布市福祉人材育成センター介護職員初任者研修（通学）

**（年度事業計画）**

第5条 令和元年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和元年9月～令和元年11月	20名
合 計		20名

**（受講対象者）**

第6条 受講対象者は次の者とする。

- ①調布市内に在住、または在勤の者
- ②年齢が年度末において69歳までの者
- ③市内で介護職員として従事することを希望する者、又は従事することが確定している者、若しくはすでに介護職員として従事している者
- ④全日程出席できる者
- ⑤当該事業に定める学則に同意する者

**（研修参加費用）**

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み。）

- ①受講料10,000円、テキスト代6,480円を開講日に一括納入。
- ②受講料、テキスト代納入後の返還は行なわない。

### **(使用教材)**

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修課程テキスト 全3巻  
株式会社 日本医療企画

### **(研修カリキュラム)**

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

### **(研修会場)**

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

### **(担当講師)**

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

### **(実習施設)**

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

### **(募集手続)**

第13条 募集手続きは次のとおりとする。

- ①当協議会指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- ②当協議会は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- ③受講者は受講料等を開講日に納入する。
- ④当協議会は、開講日に教材を配布する。
- ⑤受講者は開講日前に受講ガイダンスを受ける。

### **(科目の免除)**

第14条 科目の免除は行わない。

### **(修了の認定)**

第15条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- ①修了評価は東京都介護員養成研修事業実施要綱別紙3に定める「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行う。

- ②修了評価は全科目を履修した者に対して筆記試験により1時間以上実施する。なおカリキュラム「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。
- ③認定基準は次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で実施した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。
- 認定基準（100点を満点とする）  
A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

#### **(研修欠席者の扱い)**

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。早退する場合も理由の如何にかかわらず、欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず連絡すること。

#### **(補講の取扱い)**

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められている者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。当協議会では研修における実施形態の都合上、補講は行なわない。ただし、受講生から申し出があった場合には、外部補講先の相談に応じる。外部補講にかかる契約は補講受講生と外部補講事業者との個別とし、受講料及びその他費用（交通費等）は受講生の負担とする。補講受講後、当該科目の研修が修了したことを証する書面を当協議会に提出する。

#### **(受講の取消し)**

第18条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- ①無断欠席した者
- ②欠席が4日以上になる者
- ③学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ④研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

#### **(修了証明書の交付)**

第19条 第15条により修了を認定された者は、当協議会において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

#### **(修了者管理の方法)**

第20条 修了者管理については、次により行う。

- ①修了者を修了者台帳に記載、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- ②修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。手数料は無料とする。

### (公表する情報の項目)

第 21 条 東京都介護員養成研修事業実施要綱 7 に規定する情報の公表に基づき、当協議会調布市福祉人材育成センターホームページ (<http://jinzai.chofu-city.jp>) において開示する。

#### ①研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・兼任別）

#### ②研修事業情報

研修の概要（対象、研修のスケジュール、定員、実習の有無、研修受講までの流れ、費用、留意事項）、研修カリキュラム（科目別シラバス）、修了評価（修了評価の方法、評価者、再履修の基準）、実績情報（過去の研修実施回数、研修修了者数）、連絡先等（申し込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先）

### (研修事業執行担当部署)

第 22 条 本研修事業は、当協議会こころの健康支援課福祉人材育成係にて執行する。

### (その他留意事項)

第 23 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- ①研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開講式までに運転免許証・健康保険証等の公的証明書の提示等により本人確認を行う。在勤または在学については在勤または在学のわかる書類の提示等により確認を行う。
- ②研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応部署:こころの健康支援課苦情対応窓口 電話 042-452-8180
- ③事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- ④受講者等が研修で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

### (施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められる時は、当協議会がこれを定める。

### (附則)

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。